

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を別紙のとおり定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成30年12月25日

寒川町長 木村 俊雄

平成30年度

農用地利用集積計画書

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の
規定により、農用地利用集積計画を定める。

平成30年12月25日

寒川町長 木村俊雄

